

固定価格買取制度の運用改善について(案)

- 前々回(第6回)及び前回(第7回)の小委員会において提起された固定価格買取制度の運用に関する諸論点について、各委員から頂いた御意見も踏まえ、見直しの方向性を整理すると以下の通り。
- 国民負担の適正化に向けて、設備コストの低下が進む太陽光発電については、過剰利益を発生させないため、設備の仕様やコスト構造が最終決定する時点で可能な限り近い時点で調達価格が決定するよう、調達価格の決定ルールを見直すべき。
 - ✓ 調達価格の決定時期を「運転開始時」とすれば、設備の仕様やコスト構造が最終確定した後に調達価格が決定されるため、過剰利益が生じる懸念がなく理想的。ただし、現行制度上は、運転開始時の調達価格に予見可能性がなく、資金調達上の制約あり。現行制度を前提とする場合、「接続契約時」であれば、資金調達上問題のない範囲で、現行ルールよりも運転開始時に近づけることが可能。
 - ✓ 認定を受けて調達価格が決定した後、設備の発電出力を増加する場合は、原則、別の設備として扱うべき。また、発電出力の増加がなくても、発電開始前に太陽電池の基本仕様を変更する場合には、変更時点の調達価格に変更することが望ましい。加えて、事業者変更にも対応が必要。
 - ✓ ルール変更に当たっては、可能な限り早期に実施することとしつつ、健全な事業者に不測の不利益が生じないよう、遡及適用を行わないことや(注:ただし、既認定案件の将来の行為に対する適用は遡及適用とはならないと考えられる)、やむを得ない事情への一定の配慮措置が必要。
- 系統容量に限りがある中、接続枠を確保したまま事業を開始しない滞留案件を速やかに排除し、熟度の高い後発の事業者が事業を実施できることとすべき。接続枠を確保した後において滞留が生じないよう、接続契約の締結後であっても、負担金支払いや運転開始まで一定の期限を設けるべき。
- 再エネ設備の立地に当たり地域におけるトラブルを防止するため、地方自治体のニーズも踏まえ、地方自治体に対して詳細な認定情報の提供を進めるべき。また、固定価格買取制度を利用している事業者の情報等についても、国民全体に対して広く情報開示すべき。

これまでの議論を踏まえた運用改善の具体案

- 以上の方向性を踏まえ、短期的な改善策として、以下の通り制度の運用を早急に見直すこととしてはどうか。（見直し項目の詳細については、次項以降を参照。）

1. 太陽光発電に適用される調達価格の適正化

- ① 調達価格の決定時期について、「接続申込時」を改め、「接続契約時」とする。
※ただし、接続申込みから9か月（270日）を経過してもなお、電力会社の事由で契約に至らない場合は、その時点（申込みの翌日から9か月（270日）後の日）の調達価格を適用する。
- ② 運転開始前に、設備の「発電出力の増加」や太陽光発電設備の「基本仕様の変更」（※）を行う場合には、変更認定を受けることを求め、その「変更認定時」の調達価格に変更する。
※「基本仕様の変更」とは、太陽電池のメーカー若しくは種類の変更、又は、変換効率の低下とする。
- ③ 運転開始後に、設備の「発電出力の増加」を行う場合、増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の調達価格を適用する（事業者の選択により、変更認定により既認定部分を含めた設備全体について「変更認定時」の調達価格に変更することも可とする）。

2. 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

電力会社が、接続契約の締結時に接続枠を確定させることとした上で、契約締結後1か月以内に接続工事費用が入金されない場合や、契約上の運転開始予定日までに運転開始しない場合は、接続枠を解除できることとする。併せて、電力会社に接続工事費用の透明性の確保や契約プロセスの見直し等を要請する。

3. 立地の円滑化（地域トラブルの防止）

太陽光発電等の立地をめぐる地域トラブルを防止するため、認定時に関係法令の手続き状況について提出を求め、個々の案件の詳細情報とともに、地方自治体に提供する。

- なお、今回の運用改善案に反映できていない点については、御意見を踏まえ、引き続き検討を継続。

1. 太陽光発電に適用される調達価格の適正化 【①調達価格の決定時期】

- 太陽光発電については、設備コストが低下しているため、設備の仕様やコスト構造の最終確定時点で調達価格を決定することにより、過剰な国民負担を抑制することが必要。
- このため、現行制度下で、資金調達上の制約も踏まえ、可能な限り設備の仕様やコスト構造の最終確定時点で調達価格を決定することとなるよう、太陽光発電の調達価格の決定時期を、現在の「接続申込み時」から「接続契約時」に変更する。
- ただし、発電事業者に調達価格の予見可能性を与えるため、電力会社側の理由で、接続申込みから270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明があれば、当該期間が経過した時点（接続申込みの翌日から270日後の日）で調達価格を決定する。
- 年度末に向け増加している申請案件の処理に2か月程度を要すると想定される中、必要最小限の周知期間を設けることとし、平成27年4月1日以降の接続申込み案件から新ルールを適用する。

項目	新ルールの内容	(参考) 現行ルール
調達価格の決定時期	・ 「接続契約の締結」時点の調達価格を適用。(一定の変更認定(後述)を含む認定行為が接続契約の締結後に行われた場合は、当該認定時点の調達価格を適用)	・ 「接続申込み」時点の調達価格を適用(大幅な出力変更(電力会社理由を除く)を含む認定行為が接続申込みの後に行われた場合は、当該認定時点の調達価格を適用)
電力会社の接続検討が長期化し、接続契約が通常の処理期間で締結できない場合の取扱い	・ 電力会社側の理由で、接続申込みから270日を経過しても接続契約の締結に至っていない旨の電力会社からの証明があれば、当該期間が経過した時点(一定の変更認定(後述)を含む認定行為が当該日の後に行われた場合は、当該認定時点の調達価格を適用)	
適用時期	・ 平成27年4月1日以降の接続申込み案件から新ルールを適用	

1. 太陽光発電に適用される調達価格の適正化【②運転開始前の設備変更】

- 太陽光発電については、設備の仕様やコスト構造の最終確定時点の調達価格を適用すべきであることから、調達価格が決定した後、運転開始前に以下の変更があった場合には、変更時点の調達価格に変更する。

①発電出力の増加

- ✓ ただし、発電事業者の責に帰さない変更として、電力会社の接続検討の結果に基づく出力増加は例外的に調達価格を変更しない。
- ✓ また、10kW未満の太陽光発電の出力増加（増加後も10kW未満である場合に限る）については、主として一般消費者の住宅に設置される小規模設備であり、件数が膨大で、短期間で運転開始が可能であり仕様変更が生じる蓋然性が類型的に低いため、例外的に調達価格を変更しない。

※なお、10kW以上かつ20%以上の出力減少（電力会社の接続検討の結果に基づくものを除く）については、従来通り、調達価格を変更。

②太陽電池の基本仕様（メーカー、種類、変換効率）の変更

- ✓ ただし、発電事業者の責に帰さない変更として、当該メーカーが当該種類の太陽電池を製造しなくなった客観的事実を証する書類が提出された場合（※）には、例外的に調達価格を変更しない。

※想定される場合

- a. 当該変更前のメーカーの倒産
- b. 当該変更前のメーカーの当該変更前の種類の太陽電池の製造事業の譲渡、又は製造事業からの撤退
- ✓ また、メーカーの技術革新による変更として、出力の変更がない中での変換効率の向上についても、例外的に調達価格を変更しない。
- ✓ さらに、10kW未満の太陽光発電については、主として一般消費者の住宅に設置される小規模設備であり、件数が膨大で、短期間で運転開始が可能であり仕様変更が生じる蓋然性が類型的に低いため、例外的に調達価格を変更しない。

- 系統接続時等に、実際の設備の仕様が、認定を受けた設備の仕様と一致していることを確認することとする。（一致していない場合は変更手続きが完了するまで接続不可。）

1. 太陽光発電に適用される調達価格の適正化【②運転開始前の設備変更】

- 新ルールの実行前に認定済み・運転開始前の案件についても、新ルールの施行後に行う変更から適用。現行ルールを前提に現時点で既に変更を計画している事業者配慮する一方、国民負担の適正化を図る観点から、制度変更の周知を徹底した上で、平成27年2月1日以降の変更申請から適用する。
- 手続き面では、これらの変更が行われた場合は変更認定の手続きを求め、変更認定に当たっては、平成26年度以降の認定ルールと同様、50kW以上の設備については、原則180日以内に変更後の仕様の設備を確保することを条件とし、これが確保できない場合は認定が失効する。（変更認定時点で既に当該条件が付されている場合を除く。）

項目	新ルールの内容	(参考)現行ルール
調達価格を変更する仕様変更の内容	- 発電出力の増加。 ✓ ただし、電力会社の接続検討の結果に基づく出力増加、10kW未満の発電設備の出力増加(変更後も10kW未満である場合に限る)は除外。 ※なお、10kW以上かつ20%以上の出力減少(電力会社の接続検討の結果に基づくものを除く)については、従来通り、調達価格を変更。 - 太陽電池の基本仕様(メーカー、種類、変換効率)の変更。 ✓ ただし、当該メーカーが当該種類の太陽電池を製造しなくなった場合、変換効率が向上する場合、10kW未満の発電設備の仕様変更は除外。	- 大幅な出力変更(10kW以上かつ20%以上の増減(電力会社の接続検討の結果に基づくものを除く))で調達価格が変更される。 - 太陽電池の仕様変更では調達価格は変更されない。
変更手続き	- 設備の仕様(発電出力、太陽電池の種類・メーカー・変換効率・型式番号)の変更は、全て変更認定手続きを求めた上で、上記変更を行う場合には調達価格を変更。 - 変更認定時には、50kW以上の設備については、原則180日以内に場所及び設備の確保を条件とし、これが確保できない場合には認定が失効。 (変更認定時点で既に当該条件が付されている場合を除く。)	- 原則として軽微変更届出 - 大幅な出力変更については変更認定
適用時期	平成27年2月1日以降の変更申請から新ルールを適用。	

1. 太陽光発電に適用される調達価格の適正化【③運転開始後の出力変更】

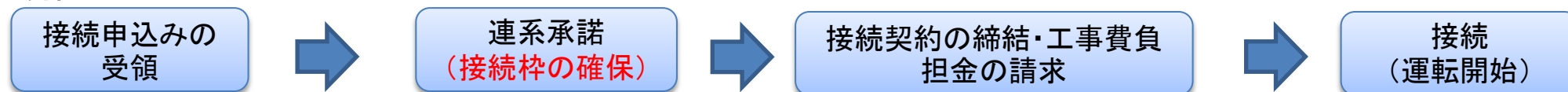
- 運転開始後に、設備の「発電出力の増加」を行う場合、増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の調達価格を適用する。
- 事業者の選択で、新規認定を行わず、出力の変更認定とする場合は、既認定部分を含めた設備全体について変更時点で調達価格を変更する。（なお、運転開始後の出力の減少変更については、土地の状況の経年変化に伴いパネルの設置ができなくなる場合や一部が故障した場合など、発電事業者の都合ではない場合があること、また、再エネ導入量の減少となるものの過剰な国民負担とはならないことから調達価格を変更しない。）
 - ✓ ただし、10kW未満の太陽光発電の出力増加（増加後も10kW未満である場合に限る）については、主として一般消費者の住宅に設置される小規模設備であり、件数が膨大で、短期間で運転開始が可能であり仕様変更が生じる蓋然性が典型的に低いため、例外的に調達価格を変更しない。
- ただし、現行ルールのもと、運転開始後に出力の変更認定を受けることを前提に、事業計画を立てている案件に不利益を生じさせる可能性があることから、平成27年4月1日以降の変更申請から適用する。

項目	新ルールの内容	(参考)現行ルール
運転開始後の出力増加の取扱い	• 増加部分を別設備として新たに認定し、その時点の調達価格を適用	• 出力の変更（調達価格に変更されない。）
調達価格を変更する出力変更の範囲	• 出力の増加を対象。ただし、10kW未満の発電設備の出力増加（増加後も10kW未満である場合に限る）は除外。	• 出力の変更により調達価格に変更されない。
適用時期	• 平成27年4月1日以降の変更申請から新ルールを適用	

2. 接続枠を確保したまま事業を開始しない「空押さえ」の防止

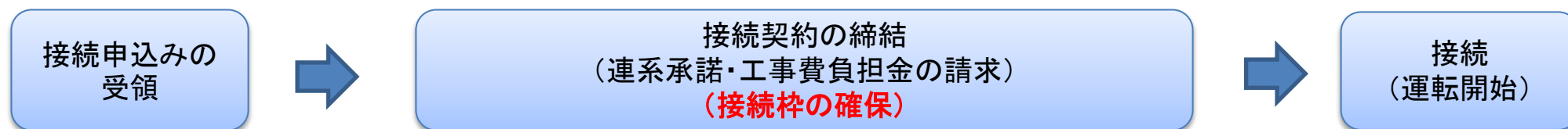
- 現状、熟度が低い案件、事業化の意思がない案件であっても、正式な接続契約や工事費負担金の入金前に、接続枠の確保ができる場合があるため、接続枠を確保したまま事業化に至らず、空押さえとなる案件が存在。
- このため、電力会社の接続ルールを見直し、接続枠の確保の時点を、接続契約（連系承諾と工事費負担金の支払いを内容とする契約）の締結時点とする。
- その上で、当該契約に基づき工事費負担金を1か月以内に支払わない場合や、当該契約に基づき予定通り運転開始に至らない場合には、電力会社は接続契約を解除できることとし、接続枠を維持できないこととする。
- また、固定価格買取制度のルールにおいても、新ルールの公布（1月中旬を想定）以降に接続申込みを行った案件について、「発電事業者が、接続契約の締結後、1か月以内に接続に要する費用を支払わない場合は契約解除できることに同意しない」場合や、「発電事業者が、接続契約の締結後、相当期間内に運転開始することを示し（合理的な運転開始予定日を契約に明記）、当該期日を経過しても運転開始しない場合は契約解除できることに同意しない」場合は、電力会社に接続拒否を認めることとする。

<現行ルール>



※東京電力、中部電力においては、接続枠の確保時点を接続契約時としている。
※北海道電力、九州電力においては、1か月間の工事費負担金の支払い期限を設定している。

<新ルール>



①1か月以内に負担金が支払わない場合、②予定日までに運転開始しない場合には、接続契約（接続枠）の解除が可能

3. 立地の円滑化（地域トラブルの防止）

- 法令により開発行為が禁止されているエリアで土地の造成、設備の施工が開始されて初めて立地規制側の手続きを適切に行っていないことが発覚し、自治体とトラブルに発展するケースが多発。
- 再エネ設備の導入のための土地造成や設備施工等に係る関係法令上の違法行為については、一義的にはそれぞれの関係法令の罰則等により適切に対処されるべきであるが、円滑な再エネ事業の実施のためには、土地造成や設備施工の前に行われる認定段階において、こうした関係法令上の違法行為を行ってはならないこと、また、認定を受けたからといって事業実施が包括的に許可されたものではないということを確認するとともに、関係法令に違反し事業実施が困難となった発電計画に関し、円滑な形で認定を取り消すことが効果的。
- このため、平成27年2月1日以降、太陽光発電等の立地を巡る地域トラブルを防止するため、認定に当たり、事業実施に必要な関係法令の手続き状況を提出させることとする。
- その上で、関係法令の手続き状況を含め、認定案件の詳細情報（設置者、設置場所、出力等）について、可能な範囲で地方自治体に提供することとする。（その後に、関係法令への違反が確定し、認定要件を満たさなくなった場合には、速やかに認定を取り消す。）

関係法令の一例

区分	関係法令の一例（政省令等の下位法令を含む）
土地利用関係	国土利用計画法、都市計画法、農地法、農振法、森林法、河川法、道路法、文化財保護法、土地収用法、航空法
環境関係	自然公園法、種の保存法、工場立地法
建築・消防関係	建築基準法、消防法
電気事業関係	電気事業法、電気技術基準
その他	建設リサイクル法 等

（注1）これらのほか、景観条例等の関係条例がある。

（注2）これらの関係法令はあくまで一例であり、実際に関係する法令は事業により異なる。